

国際教養大学事務決裁規程

平成 16 年 4 月 1 日
理事長 決 定
規 程 第 17 号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、公立大学法人国際教養大学事務局が所管する事務の決裁に関し必要な事項を定めるものである。

(用語の意義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 決裁 決裁権者の権限に属する事務の処理について最終的にその意思を決定することをいう。
- 2 専決 決裁権者の権限に属する事務を決裁権者に代わって最終的にその意思を決定することをいう。
- 3 代決 決裁権者が不在のとき又は欠けたとき（以下「不在のとき」という。）に一時その者の権限に代わって最終的にその意思を決定することをいう。

(理事長の決裁)

第3条 理事長の決裁を要する事項は、法令及び国際教養大学定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、高度の判断を要する事項並びに異例に属する事項及び先例となる事項のうち重要な事項とする。

2 前項の規定により理事長の決裁を要する事項を例示すると、次のとおりである。

- 一 定款第16条第1項、第17条第4項に関すること
- 二 教務に関する重要事項に関すること
- 三 役員的人事に関すること
- 四 理事(大学経営会議規程第5条第1項の規定に基づき執行責任者となる理事をいう。以下同じ。)の出張、復命及び休暇等（以下「服務」という。）に関すること
- 五 その他理事長が重要と認めるもの

(専決)

第4条 理事、事務局長、事務局次長並びに課長、室長及びセンター長（以下「課長等」という。）の専決する事項は別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、処理しようとする事項が次の各号のいずれかに該当するときは、上位の者の決裁を受けなければならない。

- 一 取扱上異例に属し、又は先例になると認められるもの
- 二 疑義又は重大な紛議があるもの
- 三 重大な紛争を生ずるおそれのあるもの

四 あらかじめその処理について上位者が指示したもの

五 その他上位者が必要と認めたもの

(課長等が不在の場合の取扱い)

第5条 課長等の専決する事項について、当該課長等が不在のときは、上位の者が決裁するものとする。

(専決の報告)

第6条 この規程により専決したもののうち、特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、上司に報告しなければならない。

(代決)

第7条 決裁権者が不在のときは、理事長については理事が、理事については事務局長が、事務局長については事務局次長が、事務局次長については課長が代決するものとする。

2 前項の規定により代決を行った場合は、その事情が止んだ後速やかに決裁権者に報告しなければならない。ただし、あらかじめ指示された事項についてはこの限りでない。

3 決裁権者及び代決権者がともに不在のときは、上位の者が決裁するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。

2 当分の間、第4条第1項の規定に関わらず、企画課に関する事項（アジア地域研究連携機構の事務局に関することを除く。）について企画課長が専決する事項は、企画課長心得が行うこととする。

別表（第4条関係）

理事専決
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長の服務 ・ 以上のほか、理事長決裁を除く法人運営に係る特に重要な事項
事務局長専決
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な事項の通知、回答、申請、進達、照会、届出等 ・ 重要な会議等の開催 ・ 事務局次長の服務 ・ 以上のほか、理事長決裁及び理事専決を除く法人運営に係る重要な事項
事務局次長専決
<ul style="list-style-type: none"> ・ 課長の服務 ・ 以上のほか、理事長決裁、理事専決及び事務局長専決を除く法人運営に係る事項
課長等専決
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事実の証明及び謄本、抄本等の交付 ・ 各種届出の受理 ・ 軽易な事項の通知、回答、申請、進達、照会、届出等 ・ 軽易な会議等の開催 ・ 課内職員の服務